

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：33919

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730031

研究課題名(和文) アメリカ合衆国における政府による裁判所への助言活動の実証研究

研究課題名(英文) United States Government as Amicus Curiae

## 研究代表者

北見 宏介 (KITAMI, KOSUKE)

名城大学・法学部・准教授

研究者番号：10455595

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：合衆国司法省の訟務長官が、アミカスキュリエすなわち当事者以外の者による見解表明の制度を用いて上訴審に關与する局面を、下級裁判所の判断 - 訟務長官の対応 - 上訴裁判所の反応という図式に位置づけた。近時、政策プログラムの複雑化を背景に訟務長官に対する期待が高まる反面で、当事者による訟務長官に対する見解提示という新たな事態が生じていることも明らかになった。政府によるアミカスキュリエとしての關与の背景を含めた考察は、わが国の政府關係訴訟の分析にも有用であることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This research shows the scheme of the Government Amicus as "district court decision - response of Solicitor General as Amicus Curiae - behavior of appellate court". I ascertained the rising courts' expectations for Government Amicus on the ground such as growing enactment of civil rights and complexity of regulatory program, in spite of the situation litigants present the views to the Office of Solicitor General by sending the memorandum. In addition This research points out that it is effective for the analysis of Government litigation of Japan to investigate the aspects involving Government Amicus in United States.

研究分野：公法学

キーワード：公法学 司法省 訟務長官 アミカスキュリエ 行政關係訴訟 訟務 法務省

## 1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の裁判官経験者からは、その判断に際して、判決がもたらす影響を意識していることが述べられている。その一方で、法制度や争点となる事項は多様化複雑化しており、裁判所においては調査官制度などは存在するものの、裁判官が判断を行うに際して、十分な情報を常に有しているとは必ずしも限らない。

(2) これに対して、英米法系の裁判制度においては、伝統的に「裁判所の友」とも訳される「アマカスキュリエ」といわれる制度が存在している。これは、訴訟の当事者以外の者が裁判所に対して、アマカス書面を提出するという形で意見を述べるができるというしくみである。これにより、各種の団体等が事件に対して見解を述べる事が可能になるとともに、裁判所にとっても、有用な情報に接することができ、より十全な判断条件の下で判決を行うことを可能たらしめることともなっている。このアマカスキュリエの制度については、わが国においてもかつてから注目をされていたところであり(例えば、伊藤正己「Amicus Curiae について」三ヶ月章編『裁判と法(上)』(有斐閣、1967年)263頁)、その制度の導入についても、国民の司法参加の観点から検討がなされたり(例えば、田村泰俊『組織・企業と公的規制訴訟』(中央大学出版部、2001年)314頁など)、また、特定分野における制度導入を検討するもの(楠茂樹「反トラスト法と Amicus Curiae (上)(下)」公正取引609号66頁・610号69頁(ともに2001年))もあった(なお、日本弁理士会に「アマカスブリーフ委員会」が設置され、「日本版アマカスブリーフ制度の実現に向け」た議論がなされていたところであるが、本研究期間中においては、知的財産高等裁判所大合議事件(平成25年(ネ)第10043号)についての意見募集という形で、論者によっては「事実上のアマカスキュリエ」とも評されるような訴訟運用がなされるにも至った)。

(3) このように注目を集めていたアマカスキュリエ制度であるが、アメリカ合衆国においては、このしくみを最も頻繁に利用しているのは合衆国政府であるとされている。そして、このアマカスキュリエとしての関与について通常必要とされている当事者の同意が、政府が関与する場合においては不要とされていることに加え、合衆国最高裁においては、合衆国政府に対して、その見解表明を要求する運用もなされている。このように、アメリカ合衆国でのアマカスキュリエの運用状況については、この政府によるアマカスキュリエとしての関与を検証する必要性があることに加え、一般のアマカスキュリエとは異なる位置づけがなされているようにもうかがわれる。

## 2. 研究の目的

以上のようなわが国におけるアマカスキュリエ制度への関心の高まりを背景として、アメリカ合衆国における政府によるアマカスキュリエとしての関与局面を検討する必要があること、および、そこにおいては政府に対して一般とは異なる位置づけがなされていることから、本研究では、合衆国政府と合衆国裁判所の間の相互作用に注目をしてすることとなった。

具体的には、本研究では、政府によるアマカスキュリエとしての関与の背景に存在している理念への接近と、この局面において政府が果たしている、ないし果たすことが期待されている機能の解明、同局面における問題状況を明らかにすること、を旨とした作業を行ってきた。

## 3. 研究の方法

アメリカ合衆国における合衆国政府の訴訟活動は、原則的には司法省に権限が付与されており、各政府機関は独自の訴訟活動を行うことができないものとされている。いくつかの制定法上の例外を定める規定も地裁レベルにおけるものにとどまることが多く、上訴審においては司法省への集権化傾向が強いものといえる。こうした上訴審に係る訴訟活動の権限は、司法省内においては、訟務長官(Solicitor General)に与えられているが、この権限付与の図式はアマカスキュリエの局面についても同様であり、上訴審に係る裁判所規則の諸条項と政府内の規程によれば、「すべての上訴審裁判所におけるあらゆるアマカス書面」訟務長官の許可を得ることがアマカスキュリエとして関与することの要件として理解されている。

そこで本研究でも、この訟務長官と裁判所の関係を検討の中心に据えたうえで、訟務長官によるアマカスキュリエとしての関与状況の検討を通じて、上記の研究目的に示した事項の解明を目指した。その際には、合衆国におけるアマカスキュリエ制度の検討作業が実定法学のみならず政治学によってもなされていることや、実務家が関心を向ける制度であることから、実務家を主たる読者として想定した文献も検討の対象として意識を向けることとした。

## 4. 研究成果

本研究では、大要、以下のような成果を得ることができた。

(1) 訟務長官の任務は、合衆国の政府関係訴訟での上訴審に係る訴訟活動に広く及んでいる。このため、政府がアマカスキュリエとして関与する局面に係る事務は、訟務長官の任務のうち一部を構成するに過ぎない。しかし近年においては、訟務長官の活動全体の中でも、合衆国政府やその職員が当事者となる

訴訟における活動に比して、この政府がアマカスキュリエとして関与する場面での活動の比率が飛躍的に高まっており、量的には訟務長官の活動の中心を構成するにも至っていることが確認された。

その要因の1つには、近年において、市民的権利をはじめとした諸分野における立法の増加や、連邦・州政府をまたぐ複雑な政策プログラムが増大しているという点がある。

(2) このことは、上訴裁判所による政府によるアマカスキュリエとしての関与に対する期待と、それが増大していることを示すものとも考えられる。最高裁判所から見解表明の要求 (Call for the Vision of Solicitor General : CVSG) を行うことが、訟務長官に対してしばしばなされることは、以前から指摘されているところであったが、こうした期待や裁判所にとっての見解表明の必要性が、立法の増大やプログラムの複雑化を背景として高まっているということである。

(3) 本研究が対象とした上訴審における政府によるアマカスキュリエとしての関与は、《下級裁判所の判断 - 訟務長官の対応 - 上訴裁判所の反応》の図式として示すことができる。この図式の背景には、上訴裁判所が果たすべき機能に対する期待が存在している。近時においては、アマカスキュリエ自体の性格の変化が指摘されてもいるところではあるが、上訴審に対する期待と、アマカスキュリエに当初から向けられていた期待とは重なり合う面がある。

(4) 他方で、政府によるアマカスキュリエとしての訴訟関与については、上記に示したような裁判所による期待の強さ、さらには信頼の高さ (政府がアマカスキュリエとして肯定的な見解を示した当事者側の勝訴率の高さ) を背景として、実務レベルにおいては、CVSG がなされた際に、当事者らが訟務長官に対して、その見解を伝達しようとする運用がなされており、これが当事者にとって有効なことであるとして議論もなされている。これは制度化されてはならず、事実上の運用として位置づけられるものようであるが、こうした運用に対する規範的な評価をいかようになすべきかということは、引き続いて検討を行う必要がある。本研究ではこうした評価を示すには至らず、その問題状況の指摘にとどまった。

(5) 下級審における政府のアマカスキュリエとしての関与の動態については、本研究は検討の対象外としているところであったが、この点については、上記(3)の図式における訟務長官の対応に向けられる「刺激」という要素を有するものでもある。本研究を通じては、この下級裁における政府の関与についても、引き続き検証することが必要であるとの認

識にいたった。すなわち、司法省のうち具体的な訴訟活動の任に当たる各部局 (司法省民事局・反トラスト局・租税局・市民的権利局・環境及び天然資源局等) と、合衆国の各政府機関 (とりわけ、各機関内の法律顧問室 (Office of General Counsel)) の関係やそれぞれの作用の分析が、引き続く課題となる。

特に、下級裁判所 (さらには州裁判所) での合衆国政府によるアマカスキュリエとしての関与は、合衆国法典 28 編 517 条で規定される、「合衆国の利益」を主張するための司法省職員の派出と接続した作用、あるいは派出の1態様として理解されている。ここにおける「合衆国の利益」の把握のされ方、また「合衆国の利益」の上訴審における取扱いとの接続についてが重要な検討課題として認識された。

(6) 上記のような、本研究を通じたアメリカ合衆国に関する分析作業からは、わが国の政府関係訴訟に関する検討に係る示唆も得ることができた。わが国の政府関係訴訟に関しては、国においては法務省の訟務部門が訴訟活動を担当している。ここにおいては、アメリカ合衆国のアマカスキュリエとしての政府の関与に重ね合わせることができ、法務大臣による裁判所に対する意見陳述の制度が存在している (国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (権限法) 4 条)。この意見を述べることでできる事件は「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」とされているが、ここにおける「国の利害」、「公共の福祉」はどのように理解されるべきであるか。アメリカ合衆国の政府によるアマカスキュリエとしての関与における「合衆国の利益」の理解のされ方は、今後のわが国の同制度の運用のあり方、同制度の積極的活用の可能性と危険性を吟味する上で、重要な検証事項となろう。

また、アメリカ合衆国の制度と直接に重なり合うものではないが、わが国の政府関係訴訟では、地方自治法上の第1号法定受託事務に関する法務省訟務部門の関与制度 (権限法 6 条の2) や、地方公共団体・公法人の訴訟に関して訟務部門が訴訟実施ができる制度が存在する。この制度の運用の評価に際しても、アメリカ合衆国での政府によるアマカスキュリエとしての関与の動態や、それをめぐる議論の動向は有用な材料となる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

北見宏介、アマカスキュリエとしての政府、名城法学、査読無、65 巻 1・2 号、2015、印刷中

北見宏介、立法事実から見た条例づくり、

自治実務セミナー、査読無、663号、2015、  
pp.54-59

北見宏介、行政不服審査法改正と建築審査会への検証の視点、日本不動産学会誌、  
査読無、28巻3号、2014、pp.115-120

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

北見 宏介 (KITAMI KOSUKE)  
名城大学・法学部・准教授  
研究者番号：10455595

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし